

■ 第一章 すべての人がいきいき輝くまちづくり

第1章 すべての人がいきいき輝くまちづくり

●施策体系

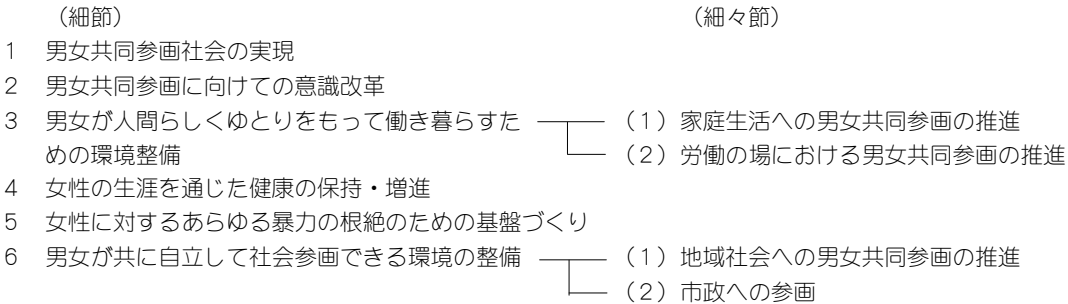
第1節 非核、平和のまちづくり



第2節 人権を尊重するまちづくり



第3節 男女共同参画のまちづくり



●制度等の施策関係

「施策及び事業名」 [担当所管] 施策番号	施策及び事業の内容	区分	摘要	事業費	
				年度(西暦)	単位：千円
「非核、平和のまちづくり」 非核平和都市宣言事業 [人権平和室]	戦争の悲惨さ平和の尊さについて、市民の理解と認識が深まるよう啓発活動を推進する。	縮小	①市民平和のつどい事業 ②平和祈念資料室企画展事業 ③平和祈念資料室管理運営事業 ④非核平和都市宣言啓発事業 【縮小内容】②③を廃止して「平和祈念資料館企画管理運営事業」に統合・再構築。	24 (12)	1,129
				25 (13)	1,129
				26 (14)	1,129
				27 (15)	1,129
				28 (16)	1,129
				合計	5,645
「非核、平和のまちづくり」 平和祈念資料館企画管理運営事業 [人権平和室]	非核平和都市宣言を実りあるものとするために、市民から寄贈された戦争に関連する現物資料を常設展示し、また、特定のテーマに的を絞った企画展を期間を定めて開催し、市民の平和意識の普及、高揚を図る。	新規	①平和祈念資料館企画管理運営事業（南千里駅前公共公益施設準備事業を含む） 【南千里駅前公共公益施設関連事業】 （「平和祈念資料室企画展事業」「平和祈念資料室管理運営事業」を廃止して、新たに再構築）	24 (12)	14,946
				25 (13)	12,085
				26 (14)	12,085
				27 (15)	12,085
				28 (16)	12,085
				合計	63,286
「人権を尊重するまちづくり」 人権意識の啓発 [人権平和室]	基本的人権の尊重について、市民の理解と認識が深まるよう啓発活動を推進する。	縮小	①市民ひゅーまんセミナー事業 ②人権フェスティバル事業 ③人権カレンダー制作事業 【縮小内容】①については4回のうち1回を吹田市人権啓発推進協議会（以下「人権協」）地区委員会が主体となって運営し、人権協活動補助金の範囲内で実施。②③については廃止し「人権週間啓発事業」として再構築。	24 (12)	241
				25 (13)	241
				26 (14)	241
				27 (15)	241
				28 (16)	241
				合計	1,205
1	1	1	1		
1	1	1	1		
1	2	1	1		

「施策及び事業名」 [担 当 所 管] 施 策 番 号	施策及び事業の内容	区 分	摘 要	事 業 費	
				年度(西暦)	単位：千円
「人権を尊重するまちづくり」 人権週間啓発事業 [人権平和室]	基本的人権の尊重について、市民の理解と認識が深まるよう啓発活動を推進する。	新 規	①人権週間啓発事業 (「人権カレンダー制作事業」「人権フェスティバル事業」「人権啓発パネル展事業(一部)」「人権週間街頭啓発事業」を廃止して、新たに再構築)	24(12)	1,231
				25(13)	1,231
				26(14)	1,231
				27(15)	1,231
				28(16)	1,231
				合 計	6,155
1 2 1 1					
「人権を尊重するまちづくり」 人権啓発のパネル展 [人権平和室]	基本的人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、憲法制定記念パネル展や巡回パネル展を開催する。	縮 小	①人権啓発パネル展事業 【縮小内容】12月の人権週間でのじんけん作品・パネル展については「人権週間啓発事業」として再構築。	24(12)	298
				25(13)	298
				26(14)	298
				27(15)	298
				28(16)	298
				合 計	1,490
1 2 1 1					
「人権を尊重するまちづくり」 人権意識の高揚 [教育政策室]	児童・生徒・市民に「人権」の持つ意味を考える機会を設けるとともに、人権意識の高揚を図る。	継 続	①じんけん作品事業 ②人権教育映画貸出し事業	24(12)	1,660
				25(13)	1,660
				26(14)	1,660
				27(15)	1,660
				28(16)	1,660
				合 計	8,300
1 2 1 1					
「人権を尊重するまちづくり」 人権教育活動 [生涯学習推進室] [青少年室]	人権意識を啓発普及するため研修・講座等の学習機会の充実を図る。	継 続	①人権教育活動	24(12)	—
				25(13)	—
				26(14)	—
				27(15)	—
				28(16)	—
				合 計	—
1 2 1 1					
「人権を尊重するまちづくり」 人権啓発推進協議会 活動補助 [人権平和室]	吹田市人権啓発推進協議会と連携を図りながら市民の人権意識の高揚を図る。	継 続	①吹田市人権啓発推進協議会活動補助事業	24(12)	8,800
				25(13)	8,800
				26(14)	8,800
				27(15)	8,800
				28(16)	8,800
				合 計	44,000
1 2 1 3					
「人権を尊重するまちづくり」 交流活動館事業の充実 [交流活動館]	すべての人権問題の課題解決をめざし、広く周辺地域との交流促進を図るとともに、自立支援や福祉の向上に資する事業を実施する。	縮 小	①教養文化事業 ②総合生活相談事業 ③人権ケースワーク事業 ④地域啓発事業 ⑤世代間交流推進事業 ⑥地域交流推進事業 ⑦人権啓発交流推進事業 【⑥は事業見直し検討対象事業(67事業)】 【縮小内容】④⑤⑥の効率的で円滑な運用を図るため、事業費を削減のうえ、新たに⑦を再構築し、④⑤⑥は廃止。	24(12)	21,074
				25(13)	21,074
				26(14)	21,074
				27(15)	21,074
				28(16)	21,074
				合 計	105,370
1 2 1 —					
「男女共同参画のまちづくり」 すいた男女共同参画 プランの推進 [男女共同参画室]	すいた男女共同参画プランに基づく施策を推進する。	継 続	①男女共同参画プラン推進事業	24(12)	781
				25(13)	1,355
				26(14)	1,540
				27(15)	1,355
				28(16)	1,490
				合 計	6,521
1 3 1 —					

「施策及び事業名」 [担 当 所 管] 施 策 番 号	施策及び事業の内容	区 分	摘 要	事 業 費	
				年度(西暦)	単位：千円
「男女共同参画のまちづくり」 第3次すいた男女共同参画プラン策定事業 [男女共同参画室]	第2次すいた男女共同参画プランは計画期間を平成24年度(2012年度)までとしているため、第3次プランを策定する。	継 続	①男女共同参画プラン策定事業	24(12)	2,409
				25(13)	—
				26(14)	—
				27(15)	2,440
				28(16)	522
				合 計	5,371
1 3 1 —					
「男女共同参画のまちづくり」 男女共同参画センター事業 [男女共同参画センター]	男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民・事業者による男女共同参画の推進に関する取組みを支援する。また、市民と協働して事業を推進する。	拡 充	①男女共同参画センター施設管理事業 ②男女共同参画センター運営事業 ③男女共同参画センター主催講座等事業 ④男女共同参画センター保育事業 ⑤男女共同参画センター啓発事業 ⑥男女共同参画センター調査研究事業 ⑦男女共同参画センター事業者向け研修会等事業 ⑧女性のための相談事業 ⑨男女共同参画センター情報収集・提供事業 ⑩DV防止対策事業 【拡充内容】DV防止対策事業でデートDV予防啓発を実施。	24(12)	64,775
				25(13)	62,987
				26(14)	63,267
				27(15)	62,707
				28(16)	62,687
				合 計	316,423
1 3 2 —					
1 3 5 —					
「男女共同参画のまちづくり」 男女共同参画の啓発等 [男女共同参画室]	男女共同参画についての情報提供、シンポジウムの開催等を行い、男女共同参画社会の形成をめざす。	継 続	①啓発事業	24(12)	561
				25(13)	2,319
				26(14)	594
				27(15)	2,044
				28(16)	670
				合 計	6,188
1 3 2 —					
1 3 6 1					